

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可

第六號

# 報 部

昭和二十一年十一月一日

○臨時資金調整法に就て

(財務局金融課)

○事變下に於ける

本島の勞務事情

(臨時勞務部)

○支那の邦人迫害と

支那人への我が温情

(臨時情報部)

○發しては萬朶の櫻

美談集録

(臨時情報部)

附 錄 事變日誌

本號添附地圖 上海戰線圖

臺灣總督府

臨時情報部



## 臨時資金調整法に就て

財務局 金融課

### 一 立法趣旨

本年七月勃發したる北支事變は今や支那事變に迄擴大し而も之が急速なる解決は今日の處頗る困難なる情勢なるに鑑み、政府に於ては財政上經濟上各種の措置を講ずるの必要に迫られたのであつて、之が爲過般の第七十二議會に於ては時局に對處する爲必要なる各種の立法が爲されたのであるが、此處に述べんとする臨時資金調整法も亦其の一に屬するものである。

惟ふに世界大戰後に於ける戰爭技術の著しき發達は到底過去の經驗を以てしては想像し難い巨額の資材を必要とし、従つて之が確保は戰爭遂行上の絶體的必要條件である。然るに我國に於ては斯る方面に於ける資材必ずしも豊富十分なりとは斷じ難い。且又現下内外の情勢に照し輸入に多きを期待することも殆んど不可能に屬するので、之等資材の供給を確保するが爲には國內に於て之等戰時關係諸産業の育成、維持又は擴張を圖るを必要とするのである。従つて之が爲には從來の如く如何なる資材を生産するか、又は如何なる事業に金融を與へるかを全く個人の自由に委せて居るのでは其の目的達成は不可能である。營利主義に偏せる事業の經營方針では如何に國家が必要とし不足を告げる物資が

あるにもせよ、事業家の採算に合はなければ斯る事業の物興は到底期待出来ないのである。之に反して如何に國家的見地に於て不急又は不必要な事業であつても相當の利益を擧げ得るの見込ある場合に於ては事業家は競つて該事業を經營せんとする爲自然資金は不急、不要の事業に注がれ、爲に必要産業への資金の流入を阻止するの結果を生ずることとなる。本法は實に資金が當面不急なる事業に使用せらるゝことを排除すると共に他面時局に必要な産業に對しては資金の調達を容易ならしめ、以て資金關係を通じて物資の需給を調整せんが爲制定を見るに到つたのである。

## 二 臨時資金調整法本島施行の理由

前述の通り臨時資金調整法は支那事變に關連して物資及資金の需給の適合を圖る爲制定せられたのであるが、之を内地のみに施行し臺灣、朝鮮等の外地に施行せざるに於ては其の目的達成は不可能である。即ち内地間に於ては資金の移動に付何等拘束するものが無いから、外地に於て利潤を擧げ得る事業があるならば、假令其が國家的見地よりして不急不要と認めらるゝものでも水の低きにつく如く内地より資金の流入を來し、本法制定の趣旨は水泡に歸することとなる。依つて政府は十月十五日本法に特例及除外例を設け之を臺灣にも施行するに至つたのである。

而して斯の如く特例及除外例を設けたのは施行勅令に示されたが如く本島特殊の政治、經濟上の諸事情に適合せしむる爲であつて、其の主なるものは日本銀行に關する規定、興業債券及貯蓄債券の發行に關する規定、金資金特別會計法に關する規定、臨時資金調整委員會及同審査委員會に關する規定等を除外し又第二條の金融機關の定義より本島に存在せざる信託會社、産業組合中央金庫及北海道

府縣を區域とする信用組合聯合會を除き他方臺灣拓殖株式會社を之に加へた點である。

## 三 本法の概要

本法は事業資金を金融機關と事業主體の兩面より調整するの建前を取つて居る。尤も事業資金と言つても本法取締の對象を爲すものは事業設備の新設、擴張乃至改良例へば事業に使用せらるべき不動産の買入、工場の新設又は増設、機械器具の買入等一般に固定的資金の使用に關するものであつて所謂運轉資金は之を包含しない。以下本法の内容を概説すれば次の如くである。

### (一) 資金供給者を中心とする調整

事業資金を金融機關が貸出す場合に於て其の金額が一口十萬圓以上のもの又は數口にて其の總額が十萬圓に達するものは許可を受くることを必要とする(法第二條施行令第一條參照)従つて資金の需要者は右金融機關に對する許可がある迄は資金の借入を爲すことは出来ない。

又金融機關及證券引受業者が一口十萬圓以上の有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとする場合にも許可を要するのであつて、之は金融機關又は證券引受業者が長期資金を供給乃至媒介を爲さんとするのを取締る趣旨より出たものである。茲に有價證券とは施行令第二條に示すが如く國債、地方債、本法施行地内に本店を有する會社の株式以外のものを謂ひ、その主なる例は社債である。國債は政府自ら發行し地方債は其の發行に付行政官廳の認可を要するを以て本法の取締外とし、本邦株式に付ては別に本法第四條に依り設立増資等を認可事項とせるを以て之等は本法に所謂有價證券中より除外したのである。尙本法に言ふ金融機關とは前述の如く本島に於ては銀行、保險會社及臺灣拓殖

株式会社を指すのであつて信用組合、無盡會社等は本法に所謂金融機關に包含せられて居ない。何となれば信用組合、無盡會社等は本來短期資金を融通する機關であり且其の資金需要者も中小工業者である關係上一口十萬圓以上に亘る大口の資金を放出することが少いからである。

(二) 資金供給者の自治的調整

本法は第二條に於て「事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ」と規定して居るが、第三條には「本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得」とありて所謂自治的調整を爲さしむる場合あることを規定してゐる。

而して内地に於ける實際の取扱は自治的調整を原則として居るのである。本島に於ては臺灣銀行、日本勸業銀行及臺灣殖産株式會社の如き特別の法令に依り設立せられたるものに付ては政府の特別の監督の下に自治的調整を爲すことを認められて居るのであるが、其の他の金融機關に付ては許可主義を採つて居る。資金供給者の側より見たる資金調整の方法は以上の通であるが、資金使用者の側から見ると資金の調達に付難易の差がある譯では無い。何となれば自治的調整の場合に於ても許可主義の場合に於ても調整の基準を爲すものは同一であるからである。

(三) 事業主體を中心とする調整

事業主體の方面よりする資金の調整に付ては本法第四條に於て「命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ

許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ」と規定してゐる。而して右「命令ノ定ムル會社」が資本金五十萬圓以上の會社及相互會社であることは施行令の規定する所である。尙之等の會社の

(イ) 第二回以後ノ株金ノ拂込

株金ノ拂込、社債ノ應募又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

(ハ) 金融機關ヲ通ゼシテ爲ス社債ノ募集

に付ても同條第二項に於て政府の許可を要することになつてゐるが、右の内株金の拂込、社債の募集又は金融機關よりの借入に依らずして爲す事業設備の新設、擴張又は改良とは自己の保有する資金、保有有價證券の賣却、親會社等よりの借入に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲す場合等を指すのである。

本條は多額の長期資金が金融市場より吸收せられんとする場合を取縮らんとするのであつて認可、許可を受くるを要する者は設立増資等を爲さんとする者自身である。尙本條の認可事項が會社設立に關する商法の規定の特例を爲すものなるは此處に特に述べる迄もない所である。

(四) 事業資金調整標準

金融機關等が事業資金の貸付、有價證券の應募、引受若は募集の取扱を爲す場合又は政府が前述せるが如き認可、許可を爲す場合には一定の基準を必要とするのであるから、次に述べる様な事業資金調

整標準が設けられた。之に依ると總ての事業を時局に照し緊急なるものと、然らざるものとに依り甲、乙、丙の三種に區分したが其の概要は次の通りである。即ち(一)軍需との關係 (二)國際收支改善との關係 (三)現在の生産能力其の他の事情を稽へ各種事業を

甲 軍需に直接關係ある産業及之と密接なる關係に在る基礎産業にして現在の事業設備不足し又は時局の關係上需要激増し其の結果事業設備の不足を來すべしと豫想せられ従つて事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするもの

乙 甲及丙に屬せざる産業又は事業にして場合に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲す必要あるもの

丙 生産力過剰なる産業、奢侈品其他當面國家全般の見地より見て必要の度薄き物品に關する産業は勿論此の際として差控ふるも已むを得ざる事業にして差當り事業設備の新設、擴張又は改良を爲すを適當ならずと認むるもの

の三種に大別して居るのであつて、この事業資金調整標準こそは本法運用上極めて重要な働を爲すものである。

(五) 時局に緊要なる事業に對する資金の供給

以上は金融機關及事業主體の兩面より資金を調整する方法を述べたのであるが本法は更に第八條、第九條に於て命令の定むる時局に緊要なる事業を營む會社に付ては、(イ)株金全額拂込前の増資、(ロ)拂込資本金の二倍迄の社債の發行を認めて居るが之等は何れも商法の特例を爲すものであつて、本法の

意圖する積極的方面の發現に外ならない。而して命令の定むる時局に緊要なる事業を營む會社とは施行令第九條に掲ぐる通り

- 一、航空機製造事業
  - 二、金屬工機械製造事業
  - 三、兵器及兵器部分品製造事業
  - 四、鋼船製造事業
  - 五、製鐵事業
  - 六、産金事業
  - 七、石炭事業
  - 八、石油鑛業、石油精製業及石油輸入業
- を營む會社である。

#### 四 結 語

以上に依り大體本法の内容を説明したのであるが、資金の調整は事業界全般を通じ極めて廣範圍に亘るものであるから、獨り政府の力のみによつては到底所期の目的を達成することが出來ない。従つて金融機關は勿論事業に従事せらるゝ國民各位に於ても須らく國家的見地に立たれ現下の非常時局克服に協力せられんことを切望して已まざる次第である。

## 事變下に於ける本島の勞務事情

### 臨時勞務部

#### 一 臨時勞務部の新設と其の使命

今回の支那事變に際し、工場並に事業場の職員、職工並に苦力等に對し、相當多數の變動を來し、爲に操業上に考慮を要すべき事項が少くない。此の點に鑑み、總督府内に臨時勞務部本部を設置し、部長には總務長官、副部长には殖産局長を充て、部附には總督府内の勞務に關係の深いものを夫々任命し、其の規程に基き

一、勞務の需要供給調整に關する事項

二、勞務の需要供給の調査に關する事項

三、技術職員及職工の養成に關する事項

四、勞働條件の調整及勞働能率の維持に關する事項

を掌ることになり目下着々事業の計畫進行中である。勞務部本來の使命は上記事項の遂行にあるのであるが、此れが根本をなす規程は次の通りである。

#### 二 臺灣總督府臨時勞務部本部規程

第一條 臺灣總督府ニ臨時勞務部ヲ置キ勞務者ノ需要供給ノ調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 臨時勞務部ニ部長及副部长ヲ置ク

第三條 部長ハ臺灣總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ部務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第四條 副部长ハ殖産局長ヲ以テ之ニ充ツ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 臺灣總督ハ臺灣總督府内高等官及判任官ノ中ヨリ部附ヲ命ス

#### 三 最近の本島勞務事情

工業立島の島是に基き着々産業の工業化が實現されつゝあるは誠に喜びに堪へない所であるが、最も困つた一事は、優秀勞働者の缺乏就中優秀熟練工の不足といふ問題である。尤も從來の臺灣工業に於てはさまで熟練工を要しなかつた次第であつたが、最近著しく新興重工業の勃興を見るに到つたので、之れが必要を痛感するに到つた理由である。従て何等かの方法により熟練工養成を必要とするのである。今本問題の検討に入る前に一應本島に於ける職工の狀況を一覽することとする。

本島には昭和十年末に七、〇〇六の工場存し之に働く職工數は男四七、八四七人女二〇、六六四人計六八、五一一人を數へ食料品工業の三六、七五〇人、窯業の九、二二二人、化學工業の四、七五〇人等を主要とし、機械工業の如きは二、七六二人に過ぎない現状である。之を一覽表にして見るときは次の通りになる。

工場数及職工数 (昭和十年末現在)

事業ノ種類	高雄州		台東		花蓮港廳		澎湖廳		臺南州	
	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工
紡織工業	1	2,550								
金屬工業	1	1,331								
機械器具工業	6	1,208								
窯業	2	2,355								
化學工業	5	877								
製材及木製品工業	103	2,364								
印刷製木業	2	1,152								
食料品工業	101	3,535								
其ノ他ノ工業	17	733								
計	249	22,877	85	4,930	107	11,077	96	9,675	124	23,250

事業ノ種類	高雄州		台東		花蓮港廳		澎湖廳		臺南州	
	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工
紡織工業	4	2,550			1	1,121			3	5,777
金屬工業	9	1,011							10	1,735
機械器具工業	23	733							32	2,092
窯業	2	2,355							2	1,001
化學工業	5	877							5	1,133
製材及木製品工業	103	2,364			2	2,364			109	11,133
印刷製木業	2	1,152							2	1,152
食料品工業	103	3,535							103	3,535
其ノ他ノ工業	17	733							17	733
計	249	22,877	85	4,930	107	11,077	96	9,675	124	23,250

此等労働者の賃銀問題は又重要事であり、賃銀と能力との關係に到つては更に考究を要すべき問題であるが、大體内地人職工は高給であり本島人職工に於ては一圓内外を常としてゐる。

さて問題の熟練工に立ち歸つて検討を試みる。熟練工の缺乏は獨り本島のみ問題ではない。内地に於ても著しい不足状態に在る。殊に今事變下に於て一層其の必要を痛感しつゝある。従て一時速成的徒弟養成機關を考慮しつゝある。例へば金澤、米澤等の高等工業學校には臨時一箇年程度の徒弟養成機關を附設し、其の事業に關し着々進行中である。

今臺灣に於ける工業徒弟養成事情を説明せんとするのであるが、其の前に工業關係技術者養成機關







## 支那の邦人迫害と

## 支那人への我が温情

臨時情報部

凡そ戦争又は事變に於て敵軍の戦闘力を殺滅するため戦闘員を殺戮するのは當然であり、又相手國の戦闘力乃至は經濟力を弱める目的でこれと取引を中止するものも亦止むを得ないかも知れぬ。然しながら相手國の非戦闘員に至つては何の罪も科もない。單に相手國の國民たるの故を以て、之に個人的壓迫や迫害を加へるが如きは文化國の採らざる所であり、大國民の襟度ではない。

觀よ、在留邦人に對し支那官憲は如何なる措置を講じつゝあるか、一般支那民衆は如何なる態度を採りつゝあるか。事實は雄辯に物語る。在留邦人は一齊に引揚げたのである。血と汗を以て築いた地盤と各種權益を抛棄して福州を、厦門を、そして汕頭も、廣東も。

彼等の壓迫、迫害は單に憎惡の感情に驅立てらるゝ惡辣深刻なるもので、一般平和人に對するこの種の壓迫、迫害は、元來我國の友邦である支那として實に暴戾であり、悲しい極みである。しかも斯る殘虐なる迫害が無智なる民衆によりて加へられたるに非ずして、如何に無軌道な支那とは言へ、行

政責任者及び軍隊により加へられたるに於てをや。

之に對し在臺支那人が島内各地に於て如何に處遇されつゝあるか。彼等は安んじて生業に従事し、事變前と何等の變りなく平和に暮して居る。そのみならず彼等の中には皇軍の聖戦に感じ、日本國民の温情に謝し、進んで國防献金、皇軍慰問金等の献金をなせる者すら多數あるではないか。一部支那人の引揚の如きは彼等の獨り勝手な杞憂に過ぎない。多くは、皇恩の下に身の安きを喜んで居る現狀である。

以下今次事變を繞つて在支邦人が如何に壓迫、迫害を受け或は現に受けつゝあるかを二、三の實例に徴し受難邦人の苦惱を偲ぶと共に在臺支那人が如何に大國民の襟度を稱讃し、樂上臺灣を謳歌せるか、その切實なる叫びを聞かう。

## 一 在支日本人に對する支那人の壓迫・迫害

七月十七日 廣東の排日は狂的・當局が指導して邦人を壓迫

(一) 日本軍の南支進出の流言に極度に恐怖した廣東當局の態度は愈々狂的排日化し去り、斬奸團、憲兵、便衣隊などを公然と指揮して排日を行はしめ當局の指導の下に邦人壓迫が開始された。

(二) 廣東省、市兩黨部は十六日連名で省内各機關に檄文を發し十七日廣東市中山記念堂に於て抗日禦侮救國民衆大會を開催する旨發表した。

(三) 尙同大會終了後前線將士慰問遊行と稱して全市に「抗日デモ」を行ふべく計畫をしてゐるなど

全省を擧げて抗日を煽り立てゝゐる。

### 八月三日 本島籍民には電燈水道も停止

汕頭全市は抗日團體の氣勢に煽られ排日行爲頻發し、居留民は孰れも戦々兢兢として居り、製氷會社、貿易商等本島人の經營せる事業は凡て中止状態に陥り、子供が街路に出れば石や砂を投げつけ、最も残酷なことは籍民に備はれた支那人は敵國に通ずる者として見付け次第逮捕し、女は背中に便器を背負はせ、その上に「漢奸」と書いた白旗を立て市中を引摺り廻し、男は目扱の通りの大きな石に縛りつけ雞籠を被せ通行人がこれに唾や、罵言を浴びせて行くと云ふ凡ゆる慘虐な仕打をなし、又籍民への水道電燈の供給は全部止め、その上借家を追ひ出す等鬼畜に等しい行爲が日を逐うて熾烈化し激憤心から全面抗日への氣勢が煽られつゝある。

### 八月七日 潮州奥地では籍民も大受難生きた心地もなく避難して暴狀を語る

潮州に於ては北支事變突發以來支那民衆の排日抗日氣勢は漸次猛烈惡化し、たつた三軒しか無い前記籍民家族は外出も出来ぬ危険に曝され、去る二十八日夕暮には突如一千名以上の民衆が會合「日本人を慘殺せよ」と叫んで市内を練廻つた揚句三軒の籍民住家を襲撃して十重二十重に包圍、時の進むと共に次第にその數を増し口々に惡罵を浴びせ遂に煉瓦、石等をぶつけて家を毀しにかゝり翌二十九日の午前二時頃迄に及んだ。籍民家族十七名は家の奥深く避難し、電話を以て公安局に救助方を要請したが、公安局では言を左右にして巡警を派遣せず生きた心地もなく恐怖の一夜を明かしたのである。斯くて二十九日の朝漸く公安局から數名の巡警がやつて来て民衆に對し泣く様に解散を頼んだ結果、

殺氣立つた一同は散々暴れ廻つた末に今度だけは其儘にして置いてやると引揚げ辛くも命を救はれ、家財道具も何も打ち棄てたまゝ汕頭に逃れたのである。尙他の奥地からたつた一人で逃れて來た籍民は支那兵士が慘殺の相談をして居るのを十數年使つてゐた支那人の召使が知らせて呉れたので死の一步手前で逃げ出して來たとの事である。

### 八月十三日 福州市内は愈々惡化

(一) 日貨排斥は次第に露骨化し大橋の上でサクラビールを持つて居た支那人が群集に毆打され河中に投げ込まれた。

(二) 支那人商家又は各四辻には「日貨を買ふな」「日本人に品物を賣るな」等のビラが貼られてゐる。

(三) 邦商或は邦商使用支那人に抗日團體より「支那人は日本人に使はれるな、日本人は速かに立退け然らずんば慘殺す」と記し裏面に青龍刀を描いた脅迫狀が頻々として舞ひ込みつゝあり。

◆對岸よりの歸來者談其他

### 八月十八日

澎湖馬公 ○ ○ ○ (汕頭より)

汕頭より約十二、三哩離れた府城といふ處では特に早くから排日行爲が行はれて居て、居留民の家の周圍を暴民が包圍し、石を投げ電燈線や水道線を切斷し言語同斷の暴行を敢てしてゐる。汕頭の排日は本格的で日本籍民と通商し或は日貨を所持して居るものは漢奸として拉致市内を引廻し銃殺の刑にされる。

### 八月二十六日

新竹州竹南庄 ○ ○ ○ (汕頭より)

汕頭市に於ける支那人は南支の中で排日抗日思想最も濃厚にして常に我が在留邦人を虐待し極めて住み難き地にして初等教育から排日抗日を教育し居るため、小學生と雖暴戾なる手段を以て在留邦人の小學生を罵言し又は打つ等屢々日支人間に於て衝突し居る有様なるが支那人は「我々は小學生を虐めるものに非ず日本國を侮辱するものなり」と云つて居る。

八月二十六日

新竹州舊港庄 ○ ○ (福州より)

支那政府は無頼漢を使噓し邦人の家財を掠奪し又邦人使用人を銃殺し邦人虐殺をも計畫し居れり。

八月三十日 引揚前後に於ける廈門の状況

二十八日引揚前後に於ける廈門の状況は巡查隊の検査は各碼頭に於て峻烈を極め、多少とも不審の點あらば容赦なく引致銃殺し、殘留籍民にして銃殺せられたる者尠からざる模様なり。又我領事館は便衣隊の嚴重なる監視を受けつゝありたり。

八月三十一日

臺南州新豐郡安順 ○ ○ (廈門より)

今度我々本島人は散々虐め抜かれ命から下へ引揚げました。が本島内に居住する支那人は何等の危懼もなく日本政府の保護に依り樂しく其の日を送り、殊に臺南市内には多數の支那人在住し其の内でも明治町派出所前には現に廣東人經營の大なる鐵工所あり、之等を目の當り見せ付けられては實に憤慨に堪へず依つて吾々の如く無一物にて引揚げ今後の生活の途にも苦しむ者が互に相寄り臺南在住の支那人全部を一箇所に集め吾々が支那官憲より慘々虐められた實際の状況をよく言ひ聞かせてやる積りだ、實際我々はひどい目に逢つた。

以上

九月二十二日

(一) 廈門の我居留民にして惨殺されたもの三十餘名。

(二) 福州の我居留民にして銃殺されたもの六名。

(三) 福州の我居留民にして省政府保安處に監禁されたもの六十餘名。

(四) 同右公安局に監禁されたもの二十餘名にして是等の中には妻子をも含めり。

(五) 支那人にして居留民を隠匿するものあるときは漢奸に問はれ銃殺さる。

九月三十日

(一) 福建省政府は二十八日廈門市長に對し日籍僑民に中國法律を適用すべく命じたり。

(二) 我空軍の廣東爆撃以來廣東に於ける漢奸取締は嚴重を極めつゝあるがその状況左の如し。

イ 燈火管制中電燈にて用を便したるを合圖をなしたるものとして逮捕銃殺せられたる者多數あり。又漢奸逮捕に付き懸賞を付する事となりたりと。

ロ 香港方面より發信者不明の書翰を受け又は日本より來信ありたる者は行營にて嚴重調査し、之が因をなして銃殺せられたるもの最近數百名に上ると傳へらる。

ハ 廣九鐵道に於ける乗客の身體検査は頗る嚴重にして、其結果逮捕せられたるもの相當數に達し居れり。

ニ 日本留學生及同出身者にして日本人を妻とする者は離婚を強制せられ嚴重なる監視を受け居り、香港に避難したる之等の家族と日本領事館との連絡すら廣東、香港兩警察の連絡により

困難なる状態にあり。

十月五日

香港新聞の報ずるところに依れば厦門、汕頭に於ては日臺人の遺留財産に對し便衣隊は掠奪を恣にし支那軍隊により慘殺されたるもの數知れず。

十月九日

福州の籍民在留者は約二百名なるが、官憲より財産の一半を寄附すべく強要せられ居れり。

十月二十六日 最近の厦門狀況

官憲の臺灣人壓迫は依然として激烈にして臺灣人有力者中李龍溪は銃殺され林爾嘉は其の鼓浪嶼花園にて包圍され、又埤記洋行は憲兵隊の家宅捜査を受け「ビストル」三十五挺阿片千箱を沒收され傭人を拘留されたるが、右事件に關聯し先に二三回に亘り同洋行の捜査を行ひ何物も擧げ得ざりし探偵隊長及五名の隊員は漢奸として銃殺せられたり。

尙官憲側は一般支那人にして日本人、臺灣人と交通するものは六箇年の懲役に處する由にて書信の檢閲を嚴にすると共に臺灣人と密接なる關係を有する支那人を容赦無く逮捕し榨取を續け居る由なり。

## 二 臺灣在住支那人の言動

八月四日、通州保安隊暴虐事件と朴子街在住支那人の動靜

臺南州東石郡朴子街 (洋服商)

○ ○ ○ ○

右が主となり

「支那に在住する日本人は、支那軍隊或は保安隊抗日會員の爲め各地に於て常に財産のみならず生命にまで脅威を受けて居るに反し我々在臺華僑は生命財産に對し何等迫害を被る心配なきのみならず日本人同様の保護を受け安樂に其の日を過し居るは全く公明正大なる日本政府の保護に依るものなれば吾々は日本政府に對し感謝の意を表する意味に於て何等かの意志表示に出でざるべからず」と朴子街在住華僑に呼掛け居れるが或は朴子街在住支那人一同の名義を以て將兵慰問金を醸出するに非ずやと認めらる。

八月十二日 支那人の動靜

苗栗中華會館地方委員 (米穀雜貨商)

○ ○ ○ ○

日支問題惹起後日本内地居住の無智なる支那人は引揚を行ひつゝあるものゝ如く、之に對し我國民政府外交部に於ては引揚殘留者に對し、去る十一月各領事館に訓電を發し横濱神戸長崎の三箇所に集合せしめ招商局より商船六隻を派し歸國せしめると云ふが、國民政府は何が故に安定してゐる居住民を引揚げしめる要あるものなりや。故國々民の如く頑迷にして人道を解せざる野蠻的の不法行爲を敢行し罪なき日本人を壓迫せば互に本國民引揚げの要あるに至るも、日本官憲竝に日本國民の如く在留支那人に對し何等危害を加へることなく却つて自國民を戒め我々支那人を保護して呉れる日本の領土にありてこそ生活の安定と人生の幸福は得られるものなり。自分は臺灣官憲が引揚方を宣言するまでは本國及總領事館の訓令にては引揚げぬ考なり。

八月十九日

屏東市屏東 (中華會館)

○ ○ ○ ○

……中國領事からは引揚げに關し何等の通告もないが、自分としては日本政府の保護に信頼して居るので假令中國領事から引揚命令が出ても日本政府から退去を命ぜられない限り之に應ずる意志なく日本政府は善良なる支那人に退去を命ずる様なことはないと思つて居る。

八月二十日

新竹州竹南郡南庄 (理髮業)

○ ○ ○

日支事變悪化に鑑み國民政府は日本在任華僑に對し引揚命令を發したる模様なるが、之れ若し事實とせば中國政府は我々に對し死の宣告をなしたると等しきものなり。自己の實力を辨へずして強國日本と戦を交へる如きは愚の骨頂とも云ふべく、蔣介石は何故西安事變の際張學良の兇弾に死せざりしや、斯の如く吾々支那人に塗炭の苦を負はしむる蔣介石を一日も早く亡きものにせざれば、吾々支那國民は勿論殊に在外支那人は安んじて生業に従事する能はざるものにして吾々は單なる蔣介石の下野を望まず、寧ろ其の死を望むものなり。

九月十五日

臺東街實町

○ ○ ○

今回の日支事變以後私達華僑の心配と云ふのは想像以上です。其の心配なるものも實は此の樂土臺灣より何時退去を命ぜられはせぬかと云ふことです。私の現在の氣持は官廳より引揚げよと云はれば致方ありませんが、何と云はれても絶體に引揚げる考はありません。私は此の臺灣に數十年も在住し、日本の政治の有難さ竝に日本人の善良さをよく知つてゐますから出來れば此の臺灣で一生を送りたいと考へてゐます。

本國に歸つても決してよいことはありません。先方で私達を待つてゐるのは財産を取り揚げること

、殺される位の事です。之等の事を知つて居る私がどうして引揚げる氣持になりませう。今も家内中で今日迄安樂に暮らせて戴いた御恩に献金でも致さねばと話して居ました。

九月二十一日

旗山郡旗山街

○

○

支那人で歸國する者が相踵ぐが何故危険と知りつゝ歸國するかと言ふに支那に於ける日本人の排斥は慘虐を極め居る爲め日本人より之が報復をなすとの危惧の念と、日本政府より將來身體の拘束を加へらるゝ事を心配するにあるやうだが、日本は正義人道の國にして日本の敵は支那の軍閥であるから斯る事はあるまいと思はれる。支那は北支中支南支共に戦に破れてゐるので支那の敗北は明かである。吾々は支那が日本に領有されることになつても差支へない。我々の望む所は生活の安全である。

## 發しては萬朶の櫻——

## 美談集錄 (四)

臨時情報部

## 銃後の花

## 一 噫々軍國少年

## 安平の濱に咲きし花一輪

釣瓶落しの秋の日は臺灣海峡の彼方に消えて寄せては返す金波銀波の音も静かな安平の海邊に程近いとある茅屋から樂しげな夕食後の語らひの聲が漏れて来る。これぞ戸主蔡連氏が〇〇部隊附軍夫として出征してから、六人の小さな弟妹と七十の坂を越えた祖母とを抱える母を助けて、僅か十五歳の身で安平の製鹽會社に<sup>給</sup>仕を勤める健氣な銃後の少年蔡來君の一家である。

戦争の話に團欒の一時も過ぎてその夜蔡來は六人の弟妹の安らかな寢息を聞き乍ら机に向つて戦地の父への手紙を書いてゐた。家の近況から街の人々の温い同情と激勵、そして皇軍の武運長久を祈り最後に家の事は決して心配いりませんからどうか御國の爲に御丈夫で十分のお働をと書いて來たが、

今日に限つて潮風と共に聞える波のうねりの爲か、夜寒の爲か何だか胸騒ぎがして指先が怪しく震へる。どうしたのだらうと獨言しながらベンを置いた時、トン／＼と戸をたたく音、何だらうと益々高鳴る胸騒ぎを鎮め乍ら母に代つて戸を開けた。電報だ！ドキッと胸にこみ上げるのをヂッと制した。

「お氣の毒です」と言ふ配達夫の聲。「噫、お父さんは憎い支那兵の彈丸で名譽の戦死を遂げられたのだ。お父さんは勇ましく御國の爲に笑つて死なれたのだ。僕も日本男兒だ何が悲しいものか、必ず仇を取つて見せる」と涙を振つて母と共に靜かに香煙縷々として立ちのぼる故人の靈位の前に額づいた。

やがて此の事を聞き知つて駭けつけた巡査や保正、近所の人々の慰めにも銃後の日本少年らしく雄々しくも涙をかくして禮を述べるのであつた。十一時頃、蔡來君の母校である安平公學校の丸野校長が慰めの言葉を述べた時も、蔡來君は母の側に座つたまゝ十五歳の少年とは思はれぬ程の語調で、涙一滴こぼさず沈著に而も言葉は明晰に「校長先生私のお父さんは國家の爲に兵隊さんと共に働いて名譽の戦死をしたのですから少しも悔みません。私のお父さんは平素とても仕事に忠實な人でした。出發の日一家揃つて別れの晩飯をとつた時も「私は二度と歸つて來ないかも知れぬ。私が居らぬ中は兄弟仲よくしてお母さんの言ふ事をよく聞くんだよ。お前は未だ幼いが兄弟中で一番の兄だからしっかり頼む」と言はれました私は父の遺言を守つて、機關銃隊附として第一線に立派な働きをしたであらう父の名を汚さないやうにします」と凛然と語るのであつた。

此の雄々しい彼の言葉と、そして眞實溢るゝ態度に接した校長は却つて感激の涙に咽ぶのであつた。

二 「敵陣を占領したら

此の日章旗を立てよ」と

可憐な小學生が友達のを激勵

目下〇〇部隊上等兵として絶えず敵地の上空をにらみつゝ、第一線背後の守備に任じてゐる丸山武一氏の許に、去る十月十二日其の出身地新竹州大深の小學校の三年生である長男徹君の級友三名から、連名で次の様な手紙と生々しい血染の日章旗が送られた。その童心溢るゝ可憐な小國民の銃後の熱誠は〇〇部隊長以下を感激せしめてゐる。

「丸山君のお父様お元氣ですか、僕達も元氣で日々勉強に運動に精を出してゐますから御安心下さい。僕達は毎日皇軍のてが話を聞く時は胸をドキ／＼させてゐます。そして其の度に皇軍に御禮を云はなければならぬと思ひました。他の地方からも兵隊さんが澤山出てゐられる事と思ひます。あの日、私達は皆様方を心から送りました。そして萬歳々々と心からとなへました。私達は心から皇軍に感謝しました。僕達三人は僕達の血で日章旗を作りました。敵陣を占領されましたら此の日章旗を立て、下さい。お願ひ致します。さうして僕達の分までうんと働いて下さいお願ひです。御禮を大切に さようなら

十月十日

太田 駿  
井上 勳  
鈴木 宏

丸山君のお父様

三 奥地の少女にも

此の愛國の赤心譜

新竹州竹南郡造橋公民講習所第二期生廖氏泉妹さんと同銀妹さんの姉妹はこの程両手を切つて血染の日章旗をつくり、皇軍慰問の手紙一通に小使錢を節約した恤兵金を添へて造橋公學校長に手紙を依頼した。箱守校長は感激の餘り此の奥地なる田舎娘の善行を社會教化の話資料にと血染の日章旗を寫眞に撮つた上で郡兵事係に提出した。

慰問の手紙は次の如く言々句々率直ながらよく愛國の至誠に満ちてゐる。

慰問文(原文の儘)

焼けつくやうな支那の百二十度といふ炎暑の中で活躍してをられる方々の御苦心御奮闘はどんなもので御座いますか、とても想像も及ばないのでございます。夜となく晝となく安心して體を休めることの出来ない戦地で、お家を忘れ身命を擲つて御國の爲につくして居られるのに私達はどうでせう。毎日安心して暮してゐます。何と勿體ない事でせう。せめては戦地に居られる兵隊さんに安心させてやらなければなりません。それで私共は役所のお言ひつけをよく守り少しでも御國の爲に働



ける様にしています。支那に居られる兵隊さん、益々勇氣を出してしつかりやつて下さいませ。新聞で意氣地のない支那兵の散りくばらんに逃げて行く記事を見ると本當に嬉しくなりません。これも戦地で華々しく活躍して居られる兵隊さんの努力の結果でございます。私達も朝な夕な大麻に禮拜してこの戦ひの早く治まるやうお祈りしてゐます。これは僅かの心盡してございますが私の血で染めた日の丸の旗を一枚お送り致します。どうか一心に御國の爲に働いて下さい。遠くからお祈り致します。

さよなら  
廖 氏 泉 妹

百二十度といふこちらでは想像も出来ないやうな猛著の大陸支那の天地に、御國の爲にと喜んで御活躍なさる軍人さん方を想ふ度に、心から「有難うございます」と感謝の念に溢れて自ら頭が下ります。日本の軍人さんは強い、勇ましい、正義の戦の爲には、日本帝國ようごの爲には喜んで死ぬ。その悲壯な堅い決心覺悟のほどを察して私達はどうなにも感謝しきれない深い氣持でゐるか判りません。殊に日本軍大勝利、支那軍全敗と云ふ記事を見る度毎に胸がすつとするやうな思ひが致します。私共も銃後の愛國にと軍用馬の草を刈り或ひは干すにも胸が晴々するやうです。出征軍人は家を忘れ婦人はお留守居をつとめ一致團結して國難に當りませう。

さようなら  
廖 氏 銀 妹

### 附 録

#### 事 變 日 誌

##### 臨 時 情 報 部

十月十一日

1. 正太線の要衝井陘を占據せり。
  2. 京漢線の趙州及び元氏を占據せり。
  3. 石家莊の南方變城を占領せり。
  4. 陸戰隊は杭州灣入口の許山電信所を占領せり。
  5. 左の地點を空爆せり。  
浙贛線の餘江・金華・玉山驛。蘇州・嘉定・太倉・浦東。  
江灣鎮・閘北・大場鎮・南昌・南潯線・廣東（從化・天河  
兩飛行場）宿縣・徐州・粵漢線・甌海線。
- 十月十二日
1. 德州に早くも治安維持會成立せり。
  2. 北平治安維持會は北平を「北京」改稱し十三日より實施する事に決定せり。
  3. 綏遠東南方一里半の東大黒河の陣地を完全に占領せり。
  4. 寧晋（石家莊東南方）を占領せり。
  5. 平漢線美化鎮を占領し更に進撃北辛庄に達せり。
  6. 正太線井陘の西方莊頭を占據せり。
  7. 左の地點を空爆せり。  
イ、南京を爆撃、敵十機ミ空中戦を行ひ五機を撃墜し全機無事歸還せり。  
ロ、粵漢線白沙飛行場、虎門附近の支那軍艦。  
ハ、廣徳・蕪湖・南昌・寧晋。  
ニ、平漢・正太兩線の要衝、内邱・堯山・榆次・滎陽。

十月十三日

1. 我が部隊京漢線(舊名平漢線)沿線臨城を突破せり。

2. 津浦線沿線の故城・恩縣城を占據せり。

3. 綏遠攻撃中無法にも支那軍は毒瓦斯彈を發射せり。

4. 左の地點を爆撃せり。

1. 我が海軍機廣東・韶關間に於て二十三驛を爆破し、尙海武・安新の二砲艦を撃沈せり。

ロ、沙河・南和・合肥(安徽省廬州)檢次・楊州・新豊・常州・南京・陵口鎮・蕪湖。

十月十四日

1. 綏遠城を占領し續いて歸化城を占領せり。

2. 京漢線の内邱城を占領せり。

3. 津浦線大李吉寨・土橋街を占領せり。

4. 左の地點を爆撃せり。

1. 津浦線、蚌埠・徐州・大汶口・及び平原・禹城間の敵部隊。

三三

ロ、京漢線邯鄲・磁州・彰德。

ハ、上海附近江灣鎮・南翔・閘北・吳江・江水塘・硤石鎮・閘甲・鎮江・蘇州・松江・嘉興。

ニ、粵漢線衡陽。

5. 上海戦線太平橋附近の陣敵中にて發煙性毒瓦斯彈を發見せり。

十月十五日

1. 津浦線の張莊を完全に占據せり。

2. 京漢線順德を占據せり。

3. 山西省の下王莊を占據せり。

4. 京綏線(舊名平綏線)の察素齊を占領せり。

5. 廣西省を初空襲桂林・南寧・珠江西江の肇慶・梧州・附近、北江の三水を爆撃せり。

6. 粵漢線の源潭・清遠・英德・黃沙驛及び虎門・赤溪・山西省忻縣・滄縣(安徽省)等を爆撃せり。

7. 北支に於ける我が空軍の一日より十五日まで十五日間の爆撃地點左の如し。

1. 津浦線、泊頭鎮・東光・連・桑園・馮家口・德州・平原

鄂南方)の敵を撃退せり。

3. 山西省忻口鎮附近の高地を占領せり。

4. 綏遠省の要衝包頭を占領し續いて先遣隊は保合を占領し、一部隊は南海子を占領せり。

5. 上海柳家宅・橋亭宅附近に於て敵軍は多數の瓦斯彈を發射せり。

6. 左の地點を空爆せり。

梧州・泰安・濟寧・兗州・臨城(津浦線)・韓莊・唯亭(蘇州東方)・馬陸鎮(支那軍兵站本部)・蘇州・大場鎮・羅店鎮附近・廣福・沈家巷・嘉定・蘇州・嘉興・崑山。

十月十八日

1. 列車追撃隊は河北省の南端滋州を占領しついで省境を突破せり。

2. 津浦線泰安兗州間、兗州濟寧間、韓莊徐州間、隴海線等を爆撃軍用列車・貨車を破壊せり。

3. 南京・嘉定・杭州・閘口・漢口・浦口等を爆撃せり。

十月十九日

1. 福州の排日熾烈みなれり。

三三

原・禹城・張莊

ロ、京漢線、石家莊・元氏・臨城・高邑・柏鄉・馮村・内邱・唐山・順德・趙・寧晉・獲鹿・沙河・邯鄲・南和・彰德・井陘・平定・檢次・太原。

ハ、中間地區、故城・鄭家口・武城・大名・臨清・油房鎮・獻縣・藏家橋・沙河橋・山河橋・大城・白洋橋・小範鎮・衡水・武強・深縣・大檢林・東鹿・辛集・普縣・南宮莊・辛橋・舊城。

十月十六日

1. 京綏線の薩拉齊・鏡口を占領せり。

2. 京漢沿線の南和・臨洛關を占據せり。

3. 上海非戦闘地區虹口に砲彈を浴せかけた支那軍陣地に我が空軍爆撃を加へ潰滅せしめたり。

4. 左の地點を空爆せり。

廣東・南京・無錫・崑山・閘北・江灣・浦東・禹城。

十月十七日

1. 京漢線に於ける我が快速列車隊は邯鄲に突入せり

2. 京漢沿線廣平(永年)に進入、一部隊は馬頭鎮(邯

2. 左の地點を空爆せり。

南翔(裝甲車密集部隊)・上海戦線の敵陣地・南京(前後三回)・無錫・蘇州・松江・七寶鎮・虹橋・紀王廟・崑山  
嘉定・太倉・竹口鎮・娘子關・五原(綏遠省)

十月二十日

1. 上海の敵陣動搖を始め一部崑山へ退却を開始せり。

2. 羅店鎮西南方の我が部隊は楊涇クリク西側の堅固なる敵陣地に攻撃を加へ新宅を奪取せり。

3. 左の地點を爆撃せり。

南昌・南翔・大場・廟行・江灣・浦東・閘北・南京・粵漢線の重要驛、正太線・同蒲鐵道・兗州以内の鐵路・隴海線・新安鎮附の軍用列車。

4. 本月十日以後に於ける兩軍飛行機の損害。  
支那空軍、撃墜十機。地上爆破三十一機。

我が海軍機 七機。

昭和十二年十一月二日印刷  
昭和十二年十一月四日發行  
(月三回發行)

### 臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地  
印刷人 加藤 豊吉  
印刷所 臺北市京町一丁目四十三番地  
小塚本店印刷工場